

議案第36号

二宮町個人情報保護条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年9月3日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するために提案する。

二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例

二宮町個人情報保護条例（平成10年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。
第19条第5項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第36号) 二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(開示の方法等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p>	<p>(開示の方法等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p>